

国際発信に関する専門委員会の設置について（案）

平成 年 日

大学ポートレート運営会議決定

独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項（平成 26 年 10 月 1 日大学ポートレート運営会議決定）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国際発信に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を以下のとおり設置する。

1. 目的

運営会議の審議に資するため、大学ポートレートにおいて国際発信する情報の具体的な項目、内容について専門的な調査審議を行う。

2. 構成員等

- （1）専門委員会は、委員又は専門委員 8 名以内で構成する。
- （2）専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、運営会議の議長が指名する。
- （3）委員及び専門委員の欠員が生じた場合の補欠の委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 設置期間

平成 28 年 3 月 31 日までとする。

4. その他

専門委員会の庶務は独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレートセンターにおいて処理する。